

(保 41) F  
平成 23 年 4 月 20 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 邦彦

東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の  
請求等の取扱いについて (その 2)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者の公費負担医療に係る請求等の事務取扱いにつきましては、平成 23 年 4 月 1 日付け (保 3) F により、ご連絡申し上げているところであります。

先般お送りいたしました事務連絡通知におきまして、医療券等を指定医療機関等に提示せずに、公費負担医療を受診した者に係る公費受給者番号の記載方法等、一部に疑義が生じておりましたので、今般、添付資料の事務連絡通知のとおり下線部分の改正を行った旨、厚生労働省健康局、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局の担当部署より示されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、先般申し上げましたとおり、ご連絡申し上げます公費負担医療の請求等の取扱い (その 2) は、一部負担金等の支払が猶予される者以外の者であって、医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診された者に係る請求についての具体的な取扱いでありますことを申し添えます。

< 添付資料 >

東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて (その 2)

(平 23. 4. 15 事務連絡 厚生労働省健康局総務課・疾病対策課・結核感染症課

雇用均等・児童家庭局母子保健課

社会・援護局保護課・援護企画課

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課)